

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第37条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、上松輸送株式会社から、以下のとおりロックアウト（作業所閉鎖）を行う旨の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 期間

令和8年3月3日以降

2 場所

全日本建設交運一般労働組合関東支部上松分会の組合員が従事する上松輸送株式会社の全職場（埼玉、東京）

3 目的

全日本建設交運一般労働組合関東支部上松分会が賃金引上げ等の要求に関して行うストライキ等の争議行為に対抗するため

令和8年3月2日

厚生労働大臣 上野 賢一郎